

広島県告示第八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成二十三年二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	所在地	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	ニチイケアセンター広島西	広島市西区三篠町三丁目一〇番二号 米村ビル一階	平成二十三年一月一日
株式会社鳳	安芸高田市八千代町勝田四四八番地	メリイケアプラセンター五日市	広島市佐伯区五日市中央一丁目一四番六号	平成二十三年一月一日
エフイス合同会社	福山市三吉町四丁目三番三―二〇三号	花あかり居宅介護支援事業所	福山市三吉町四丁目三番三―二〇三号	平成二十三年一月一日
株式会社CSコンサルティング	広島市西区中広町二丁目二二番一三三号	居宅介護支援事業所時遊館	安芸高田市向原町長田二二三七番地三	平成二十三年一月一日
ケアネット株式会社	安芸郡府中町宮の町四丁目一番八号	居宅介護支援事業所すみれ	安芸郡熊野町中溝四丁目二一番八号	平成二十三年一月一日